

## ■ 委員長報告概要 ■

	令和 2 年 6 月定例会
	総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 68 号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例及び山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたこと等に伴い、所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 固定資産評価審査委員会条例及び手数料徴収条例に引用している法律名を改正するとともに、条ずれを解消する。</li> <li>* 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正が行われ、通知カードの再発行、記載事項変更の手続等が廃止されたため、手数料徴収条例に規定している通知カードの再交付手数料を削除する。</li> <li>* 5 月 25 日以降は、通知カードの再発行と変更手続が廃止されたため、通知カードをなくした場合、マイナンバーカードを取得するか、マイナンバー入りの住民票を取得することになる。</li> <li>* マイナンバーカードの交付率は、令和 2 年 5 月 1 日現在、8,074 枚、12.8%となっている。</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第 69 号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 非常勤消防団員等の補償基礎額については、現行の最高額である 14,200 円は変わらないが、最低額の 8,800 円は 8,900 円となり、100 円増える。</li> <li>* 消防作業従事者等の補償基礎額については、最低額 8,800 円を 8,900 円に改定する。</li> <li>* 若い団員に対する引上げ率が高くなっている。</li> <li>* 平成 17 年から現在まで 6 件の公務災害が起きているが、病院に支払った治療費の補償にとどまっており、障害が残るような事例はない。</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 71 号 山陽小野田市学校給食費に関する条例の制定について
概 要	現在、各小中学校で行っている保護者からの学校給食費の徴収・管理や未納者への督促などの業務について、令和 3 年 4 月から公会計化を行い、市教育委員会の業務として取り扱うために条例を制定するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 学校給食費の額は規則で定めるが、現在の給食費一食につき幼稚園 220 円、小学校 250 円、中学校 290 円は、学校給食費公会計化移行後も、変更はない。</li> <li>* 公会計化により、給食費の徴収は学校給食センターで行うことで、教員の負担が軽減する。また、保護者は口座を開設する手間が省け、振込手数料も軽減される。</li> <li>* 来年度当初に、年間の納付額を市長名で各保護者に通知し、納付期限の 15 日前までに、各月の納付依頼書を郵送する。その後、保護者が口座振替で納付する。納付期限までに納付されなかった場合、納付期限の日から 20 日以内に督促状を発送し、なお納付されないときは、電話や家庭訪問で納付のお願いを行う。</li> <li>* 給食費は、一般会計の中で歳入歳出とも処理されるので、市の監査委員の監査や議会の審査を受ける。</li> <li>* 昨年度の収納率は、99.65%で、滞納者は延べ 90 人である。</li> </ul>
討 論	給食費の滞納者について丁寧な対応をお願いし、賛成する。
結 果	全員賛成で可決

## ■ 委員長報告概要 ■

	令和 2 年 6 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 66 号 令和 2 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正は、診療報酬支払基金の令和元年度の精算に伴うもので、歳入歳出それぞれ 1,038 万 2,000 円を増額し、予算総額を 66 億 9,367 万 3,000 円とするもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 第 2 号被保険者に係る保険料負担部分の精算に伴い、超過交付額を返還する。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 70 号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	用語の定義について、空家法の規定を引用せず、同法と同じ文言を定めていることで、法に基づく規制と条例に基づく規制が同じ対象物に適用される二重規制状態となっている。これを解消するため、所要の改正を行うもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 下関市など県内 9 市が空家法を引用している。 * 本市を含め県内 2 市が二重規制状態となっている。 * 現行条例が違法とか、法に即していないわけではない。 * 空家法に定義されていないものについては、条例に残る。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

令和2年6月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第73号 山陽地区保育所整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について
概 要	厚狭駅南部地区に定員140人の保育所を整備するもので、入札の結果、山陽地区保育所整備事業（建築主体・機械設備工事）嶋田工業・ヘキムラ興業特定建設工事共同事業体が8億80万円で落札したので、工事請負契約を締結するもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"><li>* 工期は令和3年10月29日までの予定であり、実施設計業者に確認して、十分な工期を設定している。</li><li>* 建物の配置はL字型。東側民地への騒音軽減やプライバシーの保護に留意している。</li><li>* 特色として、ほふく室や乳児室を中心に床暖房を設置、開放的な空間のある遊戯室、遊戯室から調理室が見える窓の設置などが挙げられる。</li><li>* 2階に物干し場を設置し、ここを災害時の園児と職員の一時的な避難場所とする。</li><li>* 何らかの形でガラス作品を取り入れたい。</li><li>* 基礎部分の掘削等の途中で文化財が出たときは県に報告し、工事中止の指示が出たら、指示票を業者に出すことになる。</li><li>* 屋外倉庫は園庭で遊ぶときに使う三輪車等の遊具等を収納するために造る。防災倉庫としては検討していない。</li><li>* 地盤補強工事は6月に完了予定。今後、既製コンクリートのくいを打つ。汚泥はそれほど出ない状況となっている。</li><li>* スクリューで先に掘削してからくいを入れることになる。打撃して打ちこむくいではないため、比較的騒音は少ない。</li><li>* グラウンド部分を周辺の道路より30センチかさ上げをする。建物はさらに20センチかさ上げをする。</li><li>* 水道水は、建物が2階建てで、直圧で全ての配管に回せることから貯水槽は設置しない。</li></ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

令和2年6月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第 75 号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する 条例の制定について
概 要	新型コロナウイルス対策として、児童クラブの利用自粛の要請 や臨時休所を行ったことから、保育料の利用実績に応じた日割 り計算による減額調整を行えるようにするとともに、市内の全 ての小学校が夏季休業期間中に授業日を設定することから、8 月 分保育料の加算分の徴収を今年度のみ行わないこととするため 改正するもの。
論 点 又 は 質 疑 に よ っ て 明 ら か に な っ た 事 項	* 来年度以降、8 月分は通常どおり加算分を徴収する。 * 欠席の理由を問わず、保育料を日割り計算する。 * 第 2 厚狭児童クラブも含めて、全ての児童クラブが対象とな る。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

## ■ 委員長報告概要 ■

		令和 2 年 6 月 定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 67 号 令和 2 年度山陽小野田市水道事業会計補正予算 (第 1 回) について	
概 要	<p>今回の補正は建設改良事業における費目を改めるとともに、それに伴う収入費目を変更するもの。これに伴い資本的収入及び支出において、支出の部の第 1 項上水道建設改良費のうち 1 億 2,110 万 9,000 円を第 3 項簡易水道建設改良費に変更し、収入の部においても同様の変更をしている。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「費目を改める趣旨は」との問いに「当初予算で上水道企業債での起債を予定していたが、簡易水道企業債に変えることにより特別交付税措置の対象になるため」との答弁。</li> <li>・ 「簡易水道統合施設事業の工事内容は」との問いに「上水から高架タンクに送水する装置を造るのと、そこまでの管路を設置するもの」との答弁。</li> <li>・ 「平原・片尾畑地区も上水道化する予定か」との問いに「どちらの地区も上水道化する予定である。片尾畑地区には既に加圧ポンプを設置しており、管路の布設工事も必要なく上水道との統合が可能になる」との答弁。</li> <li>・ 「事業の進捗はどうなっているか」との問いに「令和元年度に実施設計をした。今年度中に全ての工事を完了して令和 3 年 4 月 1 日から完全に上水道事業に一本化する予定である」との答弁。</li> <li>・ 「簡易水道の割合は」との問いに「上水道普及率 99.3%のうち約 0.2%で、67 世帯である」との答弁。</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

令和 2 年 6 月定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 72 号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	水道局職員が購入した住居に係る住居手当を令和 2 年 7 月 1 から廃止するための改正である。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「持ち家に対する住居手当が廃止された理由は」との問いに「既に 3 月定例会、4 月臨時会で市長部局、病院局から同様の議案が出され可決されており、水道局も同じ形にした」との答弁。</li><li>・ 「3 か月遅れた理由は」との問いに「労働組合との交渉に時間を要した」との答弁。</li><li>・ 「対象となる職員数は」との問いに「正職員 57 人中 4 人である」との答弁。</li></ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

## ■委員長報告概要■

	令和2年6月定例会
	一般会計予算決算常任委員会
議案件名	議案第65号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第7回)について
概 要	今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から実施する小・中学校情報通信ネットワーク等整備事業、新生児応援金給付事業、公共施設を臨時休館したことによる指定管理者への減収補てん等の取り急ぎ措置すべき案件についての補正で、歳入歳出とも4億5,864万5,000円を増額し、予算総額を369億8,240万8,000円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	(主な質疑) ・「タブレット端末の購入方法は、どのようになっているのか」との質問に「単独よりも、3市の共同調達が一番の手段との認識で、県の仕組みの中で購入していく」との答弁。 ・「タブレット端末機13万6,963円は非常に高額だが」との質問に「基本は4万5,000円の機器だが、設定、保守、保険料が上乗せをした価格になっている。また、この金額は定価ベースである」との答弁。 ・「地域コミュニティ事業の購入備品の利用方法は」との質問に「この度申請された市ふるさとづくり協議会の備品倉庫に全て入りきれない場合は、各公民館で管理する。申込は市ふるさとづくり協議会に申請すれば利用できる」との答弁。
討 論	賛成討論あり
結 果	全員賛成で可決

議案件名	議案第74号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第8回)について
概 要	今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み行うもので、市民生活を支援し、地域における消費を喚起するための商品券発行事業の創設、市が行った児童クラブの利用自粛要請等を踏まえた保育料の利用実績に応じた日割りによる減額調整等の速やかに措置すべき案件の補正であり、歳入歳出とも3億7,905万4,000円を増額し、予算総額を373億6,146万2,000円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	なし

討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第76号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）について
概 要	今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得のひとり親世帯において、特に大きな負担が生じていることを踏まえ、こうした世帯に臨時特別給付金を支給するものである。本事業は国庫補助事業であり、可能な限り早期の執行を行うため早急な予算措置を行うもので、歳入歳出とも7,786万4,000円を増額し、予算総額を374億3,932万6,000円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	・「家計が急変し、収入が減少した方が対象となるが、基準があるのか」との質問に「最終的には、自己判断で申請をせざるを得ないが、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、収入が減少した方が対象となる」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決